

法人市民税法人税割の税率の改正について

～令和元年10月1日以後、開始される事業年度の申告時にご注意ください～

平成28年度税制改正により、地方税法が改正され、法人市民税法人税割の税率が引き下げられました。

これは、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために行われるもので、法人市民税法人税割の一部を国税化し(＝地方法人税)、地方交付税の原資とするものです。

＜適用時期＞

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用

事例①：事業年度が3月末決算の法人

⇒平成31年4月1日～令和2年3月31日事業年度は旧税率

令和2年4月1日～令和3年3月31日事業年度は新税率

(申告期限が令和2年11月末の予定申告と申告期限が令和3年5月末の確定申告から新税率)

事例②：事業年度が9月末決算の法人

⇒令和元年10月1日～令和2年9月30日事業年度から新税率適用

(申告期限が令和2年5月末の予定申告と申告期限が令和2年11月末の確定申告から新税率)

事例③：事業年度が12月末決算の法人

⇒平成31年1月1日～令和元年12月31日事業年度は旧税率

令和2年1月1日～令和2年12月31日事業年度は新税率

(申告期限が令和2年8月末の予定申告と申告期限が令和3年2月末の確定申告から新税率)

＜税率＞

法人等の区分	令和元年9月30日以前に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率
資本金の額もしくは出資金の額が1億円以上の法人等	12.1%	8.4%
資本金の額もしくは出資金の額が1億円未満の法人等	9.7%	6.0%

＜予定申告における経過措置＞

今回の税制改正に伴い、予定申告についても次のような経過措置が設けられています。

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告に係る法人割額は、以下の式で求めた金額となります。

※予定申告に係る法人税割額＝前事業年度分の法人税割額×**3.7**÷前事業年度の月数
(通常は×6)